### 防犯カメラ設置・運用要領(参考例)

4	-1π÷	1
1	趣	$\equiv$

この要領は、個人のプライバシーの	保護に配慮しつつ、次項に定	める設置目的
を達成するため、	(※ 防犯カメラの設置者)	_が施設に設置
する防犯カメラの設置及び運用に関し	必要な事項を定めることに。	より、その適正
な設置運用を図ることとする。		

# 2 設置目的

防犯カメラは、<u>(※施設名・地区名等)</u>における犯罪防止のために設置することとする。

- 3 設置の場所等
  - (1) 設置の場所及び設置台数

防犯カメラは、次に掲げる場所に別紙配置図のとおり設置する。

所在地	建物名称・設置場所等	台数
春日井市〇〇町〇丁目〇番地	○○交差点南東の電柱	〇台
春日井市〇〇町〇丁目〇番地	○○公民館駐車場	○台

〈※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します。(別紙1参照)〉

# (2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載することとする。(別紙2表示例参照)

〈※ 施設の名称などから設置者名が明らかな場合は、設置者の名称を表示しないことができます。〉

### 4 管理責任者等

(2) 管理責任者は、(※職名等を記載)とす	上る。
------------------------	-----

(3)管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くこととする。

〈※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。〉

(4)操作取扱者は、<u>(※職名等を記載)</u>とする。(又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」)

## 5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、<u>室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理することとする。</u>

〈※ 記録媒体内蔵型のカメラの場合も、盗難防止及び散逸防止のための方法を 記載してください。〉

(2) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立 ち入ることができない。

(3) 保存期間

保存期間は、 (※必要最小限度の期間。最大1か月)日間とする。

(4) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去する こととする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録することとする。

(6) コンピューターウィルス対策

画像をパソコンで取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウィルス対策 に十分な配慮をするものとする。

- 6 画像の利用及び提供の制限
  - (1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。 また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。
    - ア 法令に基づく場合
    - イ 住民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊 急の必要性がありかつやむを得ないと認められる場合
    - ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合
    - エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
  - (2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元

の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておく。

### 7 防犯カメラの維持管理

設置者及び管理責任者は、防犯カメラが正常に稼働するよう、機器の日常の維持 管理を適切に行うよう努めなければならない。保守点検は、清掃、動作確認、画角 ピント確認及び調整、破損・故障の確認等の項目について、1年に1回以上行うも のとし、防犯カメラの正常な稼働を阻害する破損・故障を認めた場合は、修繕等の 必要な措置を講じるよう努めるものとする。

# 8 個人情報の保護に関する法律の厳守

防犯カメラにより撮影又は記録された画像は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の個人情報に該当する可能性があることから、設置者及び管理責任者が個人情報を取り扱う場合は、同法の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

### 9 業務の委託

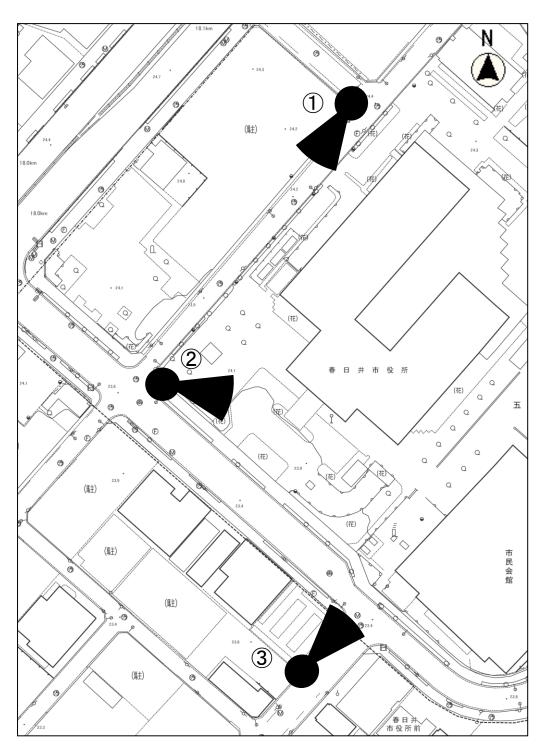
設置者及び管理責任者は、防犯カメラの管理業務を委託する場合は、この設置・ 運用要領、愛知県及び春日井市が定めるガイドラインの遵守を委託条件にするなど、 受託者において防犯カメラの適正な運用が行われるように努めるものとする。

# 10 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせ を受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

附則			
この要領は、_	年	月	 日から施行する。

# 配置図の例



※防犯カメラ①:〇〇町〇丁目〇番地付近 ※防犯カメラ②:〇〇町〇丁目〇番地内 ※防犯カメラ③:〇〇町〇丁目〇番地内

# 防犯カメラ作動中

設置者 〇〇〇町内会